

地方分権改革の歩み

第1次地方分権改革 ー国と地方の新しい関係の確立ー (平成7年~11年)

機関委任事務の廃止

知事及び市町村長を国の機関とし、知事等に国の事務を委任して執行させる機関委任事務制度の廃止

国の関与の見直し

権限移譲

- ① 国から都道府県、都道府県から市町村に事務・権限を移譲
- ② 都道府県から市町村への事務の移譲を推進するため、「条例による事務処理の特例制度」を制定

必置規制の見直し

国が地方自治体の組織や職の設置を義務付けている必置規制の見直し

地方自治体の自主組織権を尊重

第2次地方分権改革 ー地方分権の具体的な改革ー (平成19年~)

委員会勧告方式 (平成19年~平成26年)

地方分権改革推進委員会が、地方に対する権限移譲(出先機関の事務・権限)、規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)を中心に4次にわたる勧告を実施

義務付け・枠付けの見直し

全国画一的に決められていた義務付け・枠付けの基準の見直し(必置規制の見直しも含む)

老人ホームや道路等の施設・
公物の設置基準、許可基準、計画
の策定やその手続きなど

地方分権改革推進委員会勧告等への対応状況

| | |
|--------|---------|
| 検討対象数 | 1,316事項 |
| 見直し実施数 | 975事項 |
| 実施率 | 74% |

(平成26年6月時点)

国の諮問機関が中心に検討

権限移譲

国から地方、都道府県から市町村に事務・権限を移譲

地方分権改革推進委員会勧告等への対応状況

| 区分 | 国から地方 | 都道府県から市町村 |
|-------|-------|-----------|
| 検討対象数 | 96事項 | 169事項 |
| 移譲数 | 66事項 | 113事項 |
| 実施率 | 69% | 67% |

(平成26年6月時点)

提案募集方式 (平成26年~)

- ① 国が、委員会勧告方式に替えて、地域の実情を踏まえた提案を個々の地方公共団体等から募集し、実現に向けて検討
- ② 提案の対象は、委員会勧告方式で対象になったものに加え、権限移譲の場合は本府省の事務権限、規制緩和の場合は法定受託事務に関するもの、政省令等によるもの、補助金等の要綱等によるものも対象

地方の発意に根ざした取組

国と地方の協議の場の法制化 (平成23年4月~)

政府の代表と地方自治体の代表が、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案、実施を協議する仕組みの法制化

